

平成24年度ご利用者アンケート

ご意見・ご要望に対する取組状況について

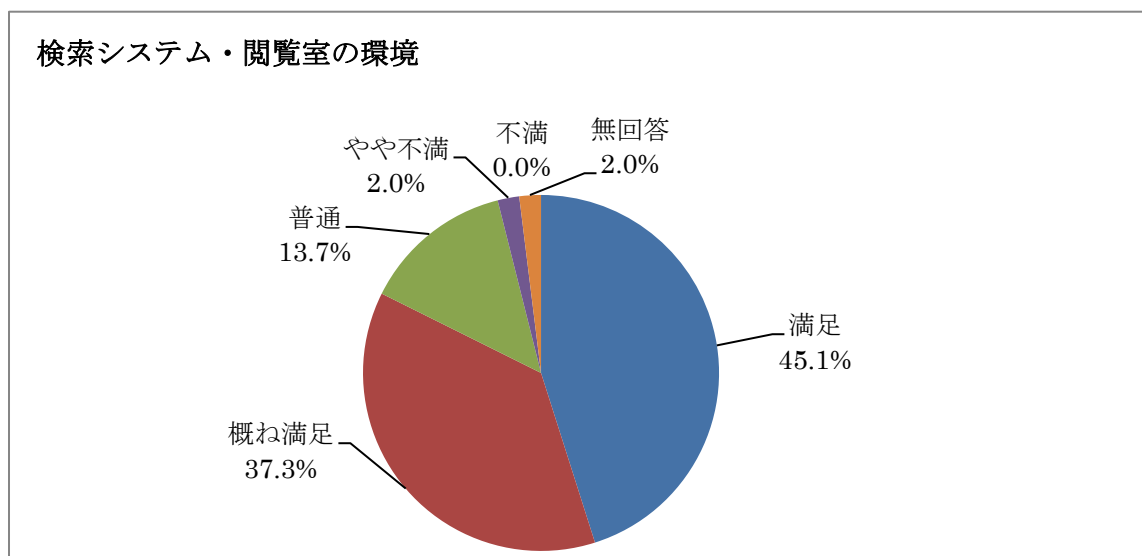
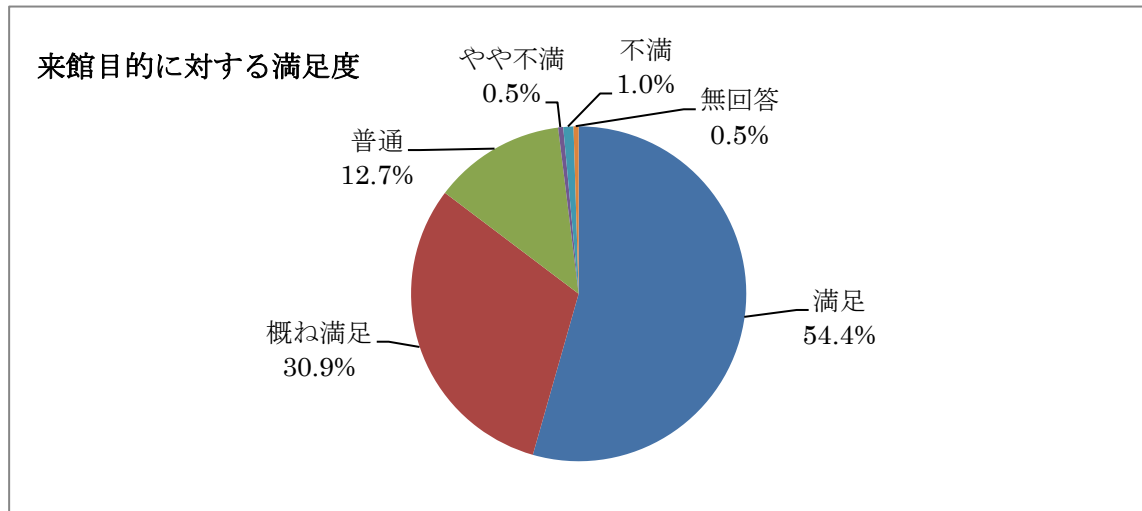
平成24年度に実施した「ご利用者アンケート」につきましては、貴重なご意見等をお寄せいただき、ありがとうございました。

利用者の皆様から頂きましたアンケートの結果、ご意見・ご要望に対する取組状況について、以下のとおりまとめましたので、ご報告いたします。

今後もサービス向上や業務の改善に努め、文書館の運営に取り組んでまいります。

埼玉県立文書館長

- 実施期間 平成24年7月11日から10月31日まで
- 回答数 204人
- アンケート結果



ご意見・ご要望に対する取組状況

ご意見・ご要望	取組状況
特別整理期間がより短いほうが良いです。	特別整理期間は、埼玉県立文書館管理規則第2条5項により、毎年春秋それぞれ10日以内と定められておりますが、現在、春季は7日間に期間を短縮しております。整理期間中には、行政文書の確認、古文書の保存対策などの作業を行い、利用者の皆様にスムーズに資料を提供できるように鋭意努力しておりますので、何卒、ご理解いただけますようお願いいたします。
<p>遠方なので、駐車場がもっとあればと思いました。</p> <p>車で来館も多いと思うので、駐車場を充実してほしい。</p> <p>駐車場の整備、少し停めづらいです。</p>	現在、文書館の敷地内の駐車場につきましては、面積上の制約もあり、障害者用駐車スペースも含め、5台分となっておりますが、文書館の利用者の方につきましては、県庁の外来駐車場もご利用になれます。カウンターで駐車券の押印をしておりますので、職員にお声がけください。また、駐車場が停めづらいとのご意見を受けまして、駐車場の入口に安全確認用のミラーを設置しました。
メルマガの配信数が心なしか少ない感じがする。	現在メルマガは年4回概ねA4版8ページを目途に発行しております。このため、お知らせすべき情報が若干遅くなるのも事実でした。今後はページ数ではなく発行回数を多くするなどタイムリーな情報を提供できるよう紙面構成の見直しを検討したいと考えます。
戦後の資料(紙質が悪いものがあります。)で読みやすいものは、デジタル化を望みます。	重要文化財に指定されている昭和20年・21年の行政文書や、昭和30年半ばまでの秘書課、人事課、報道文化課、財政課、税務課、地方課などの行政文書のデジタル化を行っており、DVDによる閲覧と複写ができるようになりました。また、埼玉県報は昭和45年まで複写本化がすすんでいます。
早くフルカラーのデジタルデータにしてほしい。	当館では早くからマイクロフィルムによる複製化を進めてきたため、モノクロの複写本が主体になっておりますが、埼玉県航空写真は全点のフルカラー・デジタル化が完了しており、web上からのダウンロードも可能です。これに続けて、河川台帳付図(行政文書〔歴史的資料〕)を進めています。
新しく出た自治体史も入れて欲しいです。	埼玉県内市町村からは、ほとんどが寄贈されています。県外のもの的大量になるため、都道府県や近隣の市町村を中心に継続的な寄贈受入れを図っています。
埼玉年鑑の最新版があれば、今後入手をお願いします。	刊行された2008年版まで収録しており、ご覧いただけます。2009年版以降は刊行されておりません。
検索用パソコンで閲覧したい史料を選択後、プリントアウトできるようにしてほしい。	閲覧室あるいはご自宅のパソコンで、利用票及び複写申込書の様式にプリントアウトすることができます。
詳細検索を年代やカテゴリで行えたら良い。	年代は、各資料データベースとも検索項目に設定しています。カテゴリ検索は、地図、航空写真などで年代や区別によるものを設けていますが、さらに増やしていくことを検討しています。
写真撮影の場所としては適する位置でない。	写真撮影場所は、閲覧室の配置の関係で、今の位置となっております。限られた閲覧室内でのスペースとしてご了解いただけますよう、お願いします。
写真や地図を直接閲覧できれば良い。	原本については、適切な保存のため出納方式としておりますので、ご理解をお願いします。
簿冊内の自分の見たい該当部分が探しにくく、付箋のようなインデックス等がついていると探しやすく助かります。	原本保全を優先しているため、資料保存上、原資料に付箋でのインデックスをつけることはできません。行政文書簿冊は、各件名の先頭頁左上箇所に件名番号がふられており、これを目印に該当箇所を探す構造になっております(一部簿冊を除く)。わからない時は、職員にお尋ねください。
製本されたもので史料が完全に閲覧できないものが多々ある。	県史編さん資料などは、『新編埼玉県史』の編さんを目的として所有者や所蔵機関から収集した資料です。そのため、所有者や機関によっては、編さん目的のために提供したのであって一般公開を前提に調査や写真撮影を許可したのではないという理由で、公開許可を頂けなかったケースがあります。このケースに該当する場合は、何卒ご理解を頂きたくよろしくお願い申し上げます。また、図面等が綴じ込まれている場合、製本の解体及び再製本が必要となるため、デジタル化により順次閲覧できるよう改善を図ってまいります。

収蔵資料検索システムの利用方法について、ご不明な点がございましたら、職員におたずねください。